

智頭デイサービスセンター
生活介護事業 料金表
《 障がい福祉サービス 》

＜ 介護給付費対象サービス ＞

介護給付費によるサービスを提供した場合は、介護給付費のうち1割の額、もしくは受給者証に記載されている市町村が定める利用料負担額をお支払いいただきます。利用者の負担以外については、事業所が市町村から代理受領するものとします。代理受領を行わない場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

＜基本サービス費＞ 基本報酬 共生型生活介護サービス費（Ⅰ） 1日につき

利用料	6,970 円	利用者負担額	697 円
-----	---------	--------	-------

＜加算項目＞ 事業所のとっている体制・とった対応により加算

	利用料	利用者負担額	
食事提供体制加算	300 円／日	30 円／日	
常勤看護職員等 配置加算（Ⅰ）	380 円／日	38 円／日	看護職員を常勤換算で 1 人以上配置している場合加算（定員 31～40 人） （190 円／日×看護職員数 2 名）
初期加算	300 円／日	30 円／日	利用開始日から 30 日を限度とし、利用 1 日につき加算
入浴支援加算	800 円／日	80 円／日	医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合に算定
訪問支援特別加算 1 時間未満 1 時間以上	1,870 円／回 2,800 円／回	187 円／回 280 円／回	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったとき、居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算。月 2 回限度
欠席時対応加算	940 円／回	94 円／回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整や相談援助を行った場合に加算。月 4 回を限度
利用者負担上限額 管理加算	1,500 円／回	150 円／回	利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算。月 1 回を限度
延長支援加算 1 時間未満 1 時間以上	610 円／日 920 円／日	61 円／日 92 円／日	運営規程に定められた営業時間を超えて、サービスを利用した場合、1 日につき加算。
指定管理者制度減算		基本サービス費に 96.5%を乗じる	
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）口		所定単位の 9.6%を加算	

< 介護給付費対象外サービス >

介護給付対象外サービスの費用には、以下のものがあります。

- ① 給食一部負担金 1食あたり600円
※ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食300円とする
- ② 洗濯代（衣服を汚された等、洗濯が必要な場合）
1回につき250円（1回洗いの場合）
1回につき300円（2回洗いの場合）
- ③ レクリエーション費 1日につき10円
（ただし、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に、レクリエーションの位置づけがある利用者様のみを対象とします。）
- ④ おむつ代 実費
- ⑤ 創作活動に係る材料費 実費

< キャンセル料 >

利用者様がサービスを中止した場合、次に掲げる項目についてキャンセル料をいただきます。

- （１）サービス利用当日に中止した場合 300円（食材料費）
- （２）サービス利用前日に中止した場合 150円（食材料費半額）

上記負担金は1カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。